

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		措置命令
根拠条例・規則名		さいたま市屋外広告物条例
条 項		第 2 1 条 第 1 項
所 管 部 課		都市局 北部都市計画事務所 都市計画指導課(電話 048-646-3178) 都市局 南部都市計画事務所 都市計画指導課(電話 048-840-6178)
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	未設定 (理由) 命令は、違反の内容、程度等の諸事情を勘案し、また良好な景観若しくは風致の維持又は公衆に対する危害を防止するため必要な範囲で行うものであり、裁量の余地が大きいため、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めるのは困難である。
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		